

算定基礎届(定時決定)の作成上の留意点

厚生年金保険および健康保険では、被保険者が実際に受ける報酬とすでに決められている標準報酬月額がかけ離れないように、すべての被保険者に対して、毎年1回、その年の9月から翌年8月までの標準報酬月額を決め直します。これを定時決定といい、その届出を算定基礎届といいます。算定基礎届は、原則として7月1日から7月10日までに提出します。

対象となる人・ならない人

定時決定の対象となるのは、7月1日現在のすべての被保険者です。ただし、次のいずれかに該当する方は、算定基礎届の提出の対象外となります。

- 6月1日以降に被保険者となった方
- 6月30日以前に退職(資格喪失日が7月1日以前)した方
- 7月から9月までのいずれかの月に随時改定または育児休業等(産前産後休業を含む)を終了した際の改定が行われる方



標準報酬月額の算出方法

4月、5月、6月の3カ月のうち、支払基礎日数が17日以上の方に実際に支給された総報酬額を対象月数で割って算出します。

4月の途中で入社したため、入社した月に1カ月分の給与が支給されない場合は、その翌月から算定対象月となるため、5月と6月に支給された報酬の総額を2で割って算出します。

支払基礎日数とは報酬の支払いの対象日数のことで、月給者は各月の暦日数(日給者は各月の出勤日数)が基本となります。欠勤日数に応じて給与が差し引かれる場合等は、就業規則や給与規定等に基づき、事業所が決めた日数から当該欠勤日数を控除した日数となります。

パートタイム労働者の取り扱い

1週間の所定労働時間および1カ月の所定労働日数が、同一の事業所に使用される正社員等の4分の3以上である労働者をパートタイム労働者といいます。パートタイム労働者は、支払基礎日数によって次の表のいずれかで算出します。

支払基礎日数	算定方法
3カ月とも17日以上	3カ月の報酬月額の内平均額
1カ月または2カ月は17日以上	17日以上ある月の報酬月額の内平均額
3カ月とも15日以上17日未満	3カ月の報酬月額の内平均額
1カ月または2カ月は15日以上17日未満	15日以上17日未満の月の報酬月額の内平均額
3カ月とも15日未満	従前の標準報酬月額



※随時改定の場合は、パートタイム労働者であっても、継続した3カ月のいずれも支払基礎日数が17日以上必要です。

特定適用事業所等の短時間労働者の取り扱い

特定適用事業所・任意特定事業所に勤務し、1週間の所定労働時間および1カ月の所定労働日数が、同一の事業所に使用される正社員等の4分の3未満で、①週労働時間が20時間以上②雇用期間が1年以上③月額賃金が88,000円以上④学生でないのすべてに該当する労働者を短時間労働者といいます。短時間労働者は、支払基礎日数によって次の表のいずれかで算出します。

支払基礎日数	算定方法
3カ月とも11日以上	3カ月の報酬月額の内平均額
1カ月または2カ月は11日以上	11日以上ある月の報酬月額の内平均額
3カ月とも11日未満	従前の標準報酬月額

特定適用事業所・任意特定事業所とは、
①被保険者数が常時501人以上
②500人以下で労使合意に基づき申出
③国または地方公共団体に属する
のいずれかに該当する事業所です。

※随時改定の場合は、短時間労働者であっても、継続した3カ月のいずれも支払基礎日数が11日以上必要です。

脱メタボ大作戦!



特定保健指導を受けて、
内臓脂肪を
スッキリ
させませんか?

そもそもメタボって?

メタボとはメタボリックシンドロームの略称で、内臓脂肪の蓄積により、高血圧・高血糖・脂質異常症などの生活習慣病のリスクが重複した状態のことです。



メタボはなぜ怖い?

異常が軽度でも、危険因子(リスク)が重なると、動脈硬化などが急速に進み、心臓病などさまざまな病気にかかる危険度が高くなるからです。

心臓病

脳卒中

糖尿病

プロのサポートで脱メタボを目指しましょう!

協会けんぽでは、生活習慣病予防健診の健診結果に基づき、メタボリックシンドロームのリスクに応じて、無料で特定保健指導を実施しています。

健康管理全般の専門家である保健師・栄養指導の
専門家である管理栄養士がサポートします!



○特定保健指導の流れ

特定保健指導対象者のいる事業所様にご案内をお送りします。

～ 動機づけ支援 ～

メタボのリスクが現れ始めた段階です。未来の健診での「異常なし」をめざした生活習慣のきっかけづくりをサポートします。

～ 積極的支援 ～

メタボのリスクが高くなってきた状態です。ライフスタイルにあった目標の設定と実行を継続的に(3カ月以上)サポートします。

こころも身体も健康的な生活を続けられるように応援いたします!

